平成２１年（フ）第２９２号
神奈川県座間市入谷５丁目2037番地の13
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１１６号
秋田県横手市赤坂字中山48番地87
債務者　菅原　勇樹
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１２６号
秋田県湯沢市酒蒔字酒蒔ノ里36番地
債務者　佐藤カツ子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２０８号
青森市大字合子沢字山崎49番地１　スカイハイツ205号
債務者　田村　昭彦
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
青森市大字油川字浪返80番地２
債務者　三浦　　泉
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
青森県むつ市大畑町兎沢233番地３
債務者　中村　　剛
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３３号
神奈川県藤沢市藤沢1098、住民票上の住所神奈川県藤沢市柄沢562番地の４　ドミール№.２―301号室
債務者　安藤　裕美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８３４号
横浜市南区大岡３丁目25番17号　サンハイム大岡101号
債務者　大平美沙子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２３号
岡山市東区益野町６番地15
債務者　波柴ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３３号
岡山市北区今保895番地３
債務者　山田　清定
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０号
大分県豊後大野市清川町砂田1646番地１
債務者　堀　　一幸
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２１年（フ）第２６号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日２丁目104番地
債務者　兵庫　孝幸
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第１６９号
広島県福山市明治町13番24号、旧住所広島県福山市蔵王町３丁目１番18号
債務者　戸川　和代
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１７０号
広島県福山市明治町13番24号、旧住所広島県福山市蔵王町３丁目１番18号
債務者　清水　太喜
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１７１号
広島県福山市明治町13番24号、旧住所広島県福山市蔵王町３丁目１番18号
債務者　戸川　俊介
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２１０号
広島県福山市神辺町大字川南175番地３
債務者　野浦　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係